

2023 年度
「日系社会次世代育成研修（大学生招へいプログラム）」
募集要項

2023 年 1 月



独立行政法人国際協力機構（JICA）

2023 年度「日系次世代育成研修（大学生招へいプログラム）」

募集要項

1. 研修の目的

中南米の日系社会では世代交代が進み、2 世、3 世以降が今後の日系社会を担う存在となっています。本研修は、今後の日系社会を担う世代に対する本邦での研修を通して日本との関係強化や移住先社会の発展に貢献できるような人物を育成することを目的としています。

本研修では、将来の日系社会の発展に貢献するのに十分な素質のある日系子弟の大学生が日本人の海外移住の歴史に関する学習、本邦大学での研修、その他の各種研修を通じて、自分たちのルーツと日本に対する理解を深め、さらに自らの日系人としてのアイデンティティを強化することをねらいとしています。

2. 研修員対象国および受入計画数

9 カ国 20 名

対象国	人数	対象国	人数
ブラジル	9 名	ベネズエラ	1 名
ボリビア	2 名	コロンビア	1 名
パラグアイ	2 名	メキシコ	1 名
ペルー	2 名	ドミニカ共和国	1 名
アルゼンチン	1 名	合計	20 名

3. 研修期間（予定）：24 日間

来日日：2023 年 6 月 28 日（水） 離日日：2023 年 7 月 21 日（金）

4. 研修概要 ※プログラムの内容は変更となる可能性があります。

プログラム	内容	研修場所
移住学習	海外移住資料館等の見学 移住に関する講義、ワークショップ 各研修員の出身国、移住地の日系移民についての歴史や文化の報告	JICA 横浜 史跡、博物館等
大学における研修	講義、研修 日本の大学生との交流等	首都及び神奈川県内の大学（予定）
日本文化体験	日本の文化体験	JICA 横浜（予定）
研修旅行	日本の産業界との交流 日本の社会・職業文化の理解	未定

5. 宿泊（研修旅行期間を除く）

神奈川県内のホテルを予定しています。

6. 応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 海外移住者及び概ね日系3世までの海外移住者の子孫（※）であること。
※日本人移住者の血統を引く者を指します。
※事業対象国に定住していること（主たる生活基盤があること）。
- (2) 研修参加時点で、本事業対象国の高等教育機関（大学）に所属しており、かつ年齢が18歳以上30歳以下であること。
- (3) 親権者または保証人の同意が得られること。
- (4) 日常生活に支障のない日本語能力を有すること。また、日本の大学での講義を日本語または英語で受講し、かつ議論に参加できるレベルの能力を有すること。
- (5) 心身とも健康で、本邦での集団生活に耐えられること。
- (6) 原則、来日から帰国まで JICA 指定の全日程に参加できること。

7. 応募書類

- (1) JICA が指定する以下の様式を使用して応募してください。

ア. 身上書…正本1通

（様式第2号）

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

氏名：この書類に書かれた氏名の表記（漢字・ひらがな・カタカナの区別も含みます）にしたがって、ビザ申請に必要な身元保証書、受入証明書を JICA が作成します。また、研修修了証書の作成も身上書の氏名の表記を使います。読みやすい字で記入してください。

氏名アルファベット：

この氏名により、航空券の予約の確認等を行います。読みやすい字で、渡航の際に使用するパスポートに書かれているとおりに記入してください。スペル、名字と名前の順番、ミドルネームの有無に注意して記入してください。

国籍：来日に使うパスポートの国籍を記入してください。2重国籍の場合でも、今回の研修の来日に使う方のパスポートの国籍だけ記入してください。さらに、日本以外のパスポートを使用する場合は、日本国籍の有無についても記載してください。

イ. 写真…2枚

最近6ヶ月以内に撮影したもの。

（縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽、裏目に氏名・国名を記入）

※1枚は身上書に貼付してください。

ウ. 健康診断書…正本1通

（様式第3-A号又は第3-B号）

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

※全ての項目を受診し、記入されているかどうか確認をしてください。未受診項目や記入漏れがある場合は受け付けられません。（既往症、レントゲン写真番号、服用中の薬など、特に留意してください。）

※記入事項に虚偽のものと判明した場合には、研修に参加できなくなる可能性があります。

エ. 誓約書…正本 1 通

(様式第 4 号)

和文を提出してください。(英文は参考資料です。)

※共同親権が法制化されている国では、全親権者のものが必要となります。

オ. 作文「本研修の参加目的と計画」

(様式第 5 号)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

※「本研修になぜ参加しようと思ったのか。どのような目標を持っているか。帰国後、本研修の経験をどのように活かしたいか。」について、日本語又は英語で作文してください。

(2) 各団体・教育機関から以下の書類を取り付け、応募と同時に提出してください。

ア. 所属日系団体からの推薦状…正本 1 通

※所属団体がいない場合は提出不要ですが、応募を機会に近辺の日系団体とコンタクトを取っておくことが望ましいです。

イ. 大学在籍証明書…正本又は写しの公正証書 1 通

ウ. 大学の成績証明書…正本又は写しの公正証書 1 通

(3) 所有していれば、以下の書類も応募と同時に提出してください。

ア. 日本語能力試験認定書等日本語能力に関する証明書類…写し 1 通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

イ. TOEIC、TOEFL 等英語能力に関する証明書類…写し 1 通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

ウ. 来日に使うパスポートの写し (査証や出入国記録が記されている全てのページ)

(注 1) 上記 (1) のア、エ、オの書類は必ず本人が作成してください。。

(注 2) 上記 (1) から (3) までの書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、またすべての書類が募集締切日 (各国によって異なる) までに完全に揃っていない場合は受理しません。

(注 3) 提供された個人情報 は、①合否の判定、②研修受入の手続き、③事業実績の取りまとめ等の統計資料の作成のみに利用します。

8. 募集期間

JICA 在外事務所への応募書類提出締切日は各在外事務所が決めます。各在外事務所の指示に従ってください。

応募の時点でパスポートを持っていない応募者は、ただちにパスポート取得の手続きを開始することをお勧めします。合格通知を受けてからパスポートの手続きを始めると、来日に必要なビザ取得が間に合わない可能性があります。ビザ取得が間に合わない場合には、研修への参加ができなくなることがあります。

※ただし、可否に関わらず、パスポート取得経費について JICA は負担しません。

9. 所要経費の支給

JICA は規程に基づいて次の経費を負担します。

- (1) 指定する経路の往復航空運賃（ただし、航空券の現物支給とし、現金の支給は行いません。航空券取得に必要な税金等、国際空港施設使用料も JICA が負担します。）
- (2) 本邦国際空港と宿泊施設の移動に係る経費
- (3) 本邦滞在中及び乗継のための第三国滞在中の生活費（食費）
- (4) 宿泊施設の利用料金
- (5) 海外旅行保険（往路・研修期間・帰路に係る期間）

※原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着までが保険対象期間です。

※本邦滞在中は、技術/日系研修の研修員と同様、メディカルカードを作成します。

研修中の傷病については、研修スタッフが同行しメディカルカードが使える病院に行きますので、研修員に診療費の支払が生じることはありません。なお、**既往歴や歯の治療は対象外**です。

- (6) 所外研修、大学での研修、研修旅行のために必要な交通費
- (7) 研修先に対する研修経費

10. 研修報告

研修員は研修修了時に本研修について報告書を提出するものとします。（製本の上、受入大学などの研修先や JICA 在外事務所に配布します。）また、帰国後に日系団体等での報告会を行い、実施報告書を JICA 在外事務所に配布してください。

11. 研修員の資格取消

研修員が次の事項に該当する場合、JICA はその資格を取り消すことがあります。この場合、（6）および（8）の事項を除き帰国に必要な経費は研修員の自己負担とします。

- (1) JICA の規則、指示および決定に従わなかったとき
- (2) 研修先の規則に違反した場合
- (3) 日本国の法令に違反した場合
- (4) 本人の故意、重大な過失または怠慢等により、研修を継続することが困難と認められるとき
- (5) 本人の都合により研修を中断したとき
- (6) 心身の著しい障害、傷病等のために研修を継続することが困難と認められるとき
- (7) 応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (8) その他 JICA がやむをえないと認める事由があるとき

12. その他の留意事項

- (1) 家族の同伴は認められません。原則として、往路・復路とも研修員が集合し、集団で渡航します。
- (2) フライトスケジュールについては JICA が決定の上、合格者に対して連絡します。
- (3) 滞在延長や帰路変更は認められません。研修終了後は JICA が定めるスケジュールで帰国します。
- (4) 応募者は、事業対象国の国籍を有すること（あるいは日本の国籍を有すること）が望ましいです。
- (5) 合格者は「肖像権および個人情報使用承諾書」を提出してください。本研修期間中、JICA が契約するカメラマン又は委託先が、広報（各種報告書含む）用として写真及び動画の撮影を行いますので、写真及び動画の使用目的等について確認のうえ、署名してください。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修プログラムの変更、または来日中止となる可能性があります。なお、入国時に有効なワクチン接種証明書、または出国前 PCR 検査証明書が必要な場合は、研修員各自で責任をもって準備してください。最新の水際対策に伴う必要な各種書類・検査に関わる費用は自己負担となります。
- (7) 2023 年度は JICA 横浜センターの改修工事を予定していることから、横浜センター外での研修実施を予定しています。

以上

別紙：「日系社会次世代育成研修（大学生招へいプログラム）」応募書類様式

- (1) 身上書（様式第 2 号）
- (2) 健康診断書（様式第 3-A 号：和文、様式第 3-B 号：英文）
- (3) 誓約書（様式第 4 号）
- (4) 「本研修の参加目的と計画」（様式第 5 号）

※様式第 1 号は JICA 在外事務所が作成する書類のため、本募集要項には添付していません。